

「飲食店」認定基準におけるエコマークの表示方法

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

「飲食店」認定基準で認定を受けたエコマーク使用契約者（以下、「使用契約者」）が、エコマークを表示する方法について説明します。
エコマークの表示方法としては、「1. 基本ロゴを表示する方法」と、「2. 基本ロゴとともに飲食店の環境への取り組みを示すピクトグラムをセットで表示する方法」があります。ピクトグラム表示は、消費者に店舗で行っている環境への取り組みを視覚的に伝える目的で作られていますので、可能な限り、基本ロゴとともにピクトグラムを表示して下さい。
なお、基本ロゴおよびピクトグラムの画像は、認定後にお渡しします。

1. 基本ロゴを表示する方法

1) 基本ロゴについて

基本ロゴは、エコマーク認定を受けた店舗、広告・宣伝物などに表示できます。

○基本色（推奨）：DIC236（C0%、M95%、Y100%、K20%）

エコマーク「飲食店」でのエコマークの表示には、上記の基本色を可能な限り用いて下さい。

○基本ロゴの表示サイズ：ロゴの視認性を損なわない大きさと表示して下さい。



基本ロゴ

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

2) 基本ロゴの使用方法

○エコマークの表示とともに、以下①および②の情報を記載して下さい。

- ①「エコマーク認定店舗」、「エコマーク認定レストラン」、または「ECO MARK CERTIFIED RESTAURANTS」など、エコマークの認定を受けた対象が店舗であることがわかるように表示して下さい。
- ②エコマーク認定番号または使用契約者名の表示（両方を表示することも可）

○上記①②の表記に関する補足

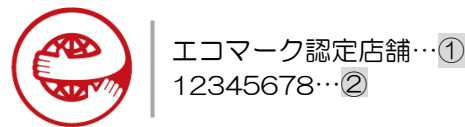
- ・文字のフォント、色、サイズの指定はありません。
- ・①②の情報は、可能な限りマークの近傍（上下左右のわかりやすい位置）に表示して下さい。
- ・②の使用契約者名の表記は、チェーン名（または店舗名）でも構いません。また、通称や商標（ロゴマークなど）等、一見して使用契約者を特定できるものであれば、エコマーク使用契約書に記載された正式名称でなくても構いません。
- ・認定店舗に掲示する場合（設備・備品等への表示を除く）には、店舗名が自明であることから、②の使用契約者名の表記は省略可能です。

○その他の留意事項

- ・複数店舗を営む事業者が自社の広告・宣伝物（ウェブサイト、環境報告書など）等エコマークを表示する場合には、認定対象の範囲がわかるように明示して下さい（例：直営店全店で認定、認定店舗リストを別掲する など）。
- ・店舗内の設備・備品等エコマークを表示することも可能ですが、店舗が認定を受けたことが容易に識別できるようにして下さい。

（表示例）

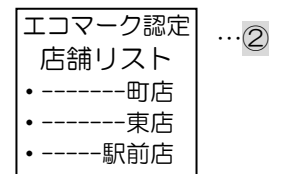
■店舗に掲示する場合の表示例



■自社のウェブサイトなどでの表示例



別掲のリスト(例)



「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

2. 基本ロゴとともに飲食店の環境への取り組みを示すピクトグラムをセットで表示する方法

1) 基本ロゴおよびピクトグラムについて

基本ロゴおよびピクトグラムは、エコマーク認定を受けた店舗、広告・宣伝物などに表示できます。

基本の表示例を以下に示します。表示するスペースに応じて使用して下さい。

表示できるピクトグラムは、3ポイント(p)以上に適合した評価カテゴリーのピクトグラムのみとなります。



基本の表示例（縦型）



基本の表示例（横型）

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

2) ピクトグラムの使用方法

- ピクトグラムは、エコマーク（基本ロゴ）とセットで表示して下さい。また、消費者のピクトグラムへの理解を深めるためのキャッチコピー（ピクトグラムの右側の文字）も一緒に記載して下さい。

- ピクトグラムを表示する際の留意点
 - ・前頁の基本の表示例は、電子データとしてご用意しています。ピクトグラムの色やキャッチコピー等は、電子データから変更せずに、可能な限りそのまま表示するようにして下さい。（ピクトグラムは、それぞれ決められた色がありますが、グレーでの表示も可能です。）
 - ・上記ピクトグラムは、該当する評価カテゴリーの基準と関連する物品等に表示することが可能です（エコマーク表示と一つのピクトグラムの組み合わせでも使用できます）。なお、その場合、その物品等がエコマーク認定を受けたと誤認を与えないように表示して下さい。
 - ・それ以外の留意点は、1. 2) 項に従って下さい。

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

○ピクトグラム表示の一覧

【カラーの場合】

・ピクトグラム 6 個の場合

※5 個の場合は、右下(3 ポイント未満の絵柄)を外す



・ピクトグラム 4 個の場合

※3 個の場合は、右下(3 ポイント未満の絵柄)を外す



「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

・ピクトグラム 2 個の場合



・ピクトグラム 1 個の場合



※ピクトグラム 1 個の場合は右下(3 ポイント未満の絵柄)を外す



「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

【グレーの場合】

・ピクトグラム 6 個の場合

※5 個の場合は、右下(3 ポイント未満の絵柄)を外す



ECOMARK
CERTIFIED RESTAURANTS
エコマーク認定店舗

 食材をえらび、 むだなく運ぶ	 エコな備品・ 設備をつかう
 フードロスを 減らす	 エコな 店舗運営
 省エネ・節水	 お客様との エコ活動



エコマーク認定店舗

 食材をえらび、 むだなく運ぶ	 省エネ・節水	 エコな 店舗運営
 フードロスを 減らす	 エコな備品・ 設備をつかう	 お客様との エコ活動

・ピクトグラム 4 個の場合

※3 個の場合は、右下(3 ポイント未満の絵柄)を外す



ECOMARK
CERTIFIED RESTAURANTS
エコマーク認定店舗

 食材をえらび、 むだなく運ぶ	 エコな備品・ 設備をつかう
 フードロスを 減らす	 エコな 店舗運営



エコマーク認定店舗

 食材をえらび、 むだなく運ぶ	 エコな備品・ 設備をつかう
 フードロスを 減らす	 エコな 店舗運営

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

・ピクトグラム 2 個の場合



・ピクトグラム 1 個の場合



※ピクトグラム 1 個の場合は右下(3 ポイント未満の絵柄)を外す



3. 問い合わせ先

エコマークおよびピクトグラムの表示にあたり、ご不明点がございましたら以下まで相談下さい。

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F

TEL. 03-5643-6253、FAX. 03-5643-6257

エコマーク事務局メールアドレス：info@ecomark.jp

ウェブサイト：<http://www.ecomark.jp>

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

<参考> 様々な媒体へのエコマークとピクトグラムの表示例

■店舗内でのピクトグラムの表示例



■メニューで食材配慮を訴求する例



「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

■ポスター等でのピクトグラムの掲出例



■ショップカードや名刺への表示例



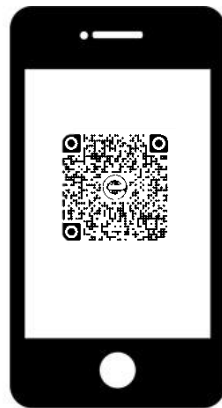
「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

■入口のメニュー（看板）への表示例

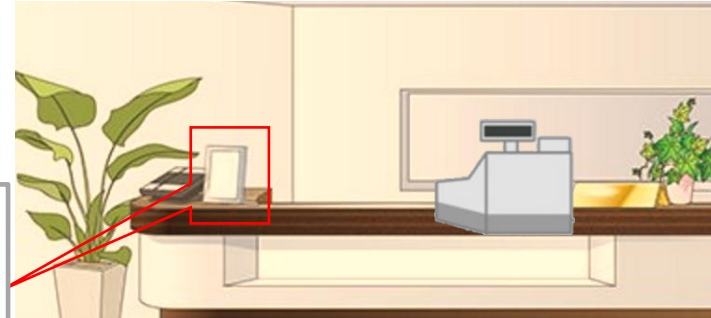


食材をえらび、
むだなく運ぶ

■レシートやスマホアプリなど、
コミュニケーションの手段にも活用可能



■レジ付近への表示例



■会社の環境報告書などでの紹介



上記以外にも様々な媒体でエコマークとピクトグラムの表示が可能です。表示にあたりご不明点がありましたらエコマーク事務局までご相談下さい。

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。